

1 審議会要旨

(1) 開催日時 平成24年(2012年)8月31日(金)

午後2時00分から同4時20分まで

(2) 開催場所 宝塚市立男女共同参画センター 学習交流室1A

(3) 出席委員等

本日の出席委員は、11人中9人で、次のとおり。

岩井委員、中嶋委員、徳尾野委員、三谷委員、柏樹委員、西野委員、波田委員、山崎委員及び高松委員である。

なお、定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき会議は成立した。

(4) 会議の内容

ア 徳尾野会長は、宝塚市景観審議会の運営に関する規程第3条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。

イ 徳尾野会長は、議事録署名委員として、10番山崎委員及び11番高松委員を指名した。

ウ 議題について審議を行った。

議題第1号 宝塚市景観計画(案)の策定について

議題第2号 千種地区景観計画特定地区の指定について

2 会議要旨

(1) 議題第1号

市 (議題第1号説明)
(説明の開始)
議題第1号の「宝塚市景観計画(案)の策定について」を説明する。
前回の景観審議会での景観計画に対する質疑及び意見について
資料1-2の4番、5番、「地図についての意見について」、地図については、宝塚市全域を一枚の地図に付けているが、南部市街地を解りやすくし、観光プロムナードの部分については詳細な地図を付け整理したい。
資料1-4の10番、11番、12番、「屋外広告物の関係について」、屋外広告物について基準を設けることは現在の制度では難しいが、指針において、「広告物は必要最小限で落ち着いた色彩とし、まちなみに調和したものとする。」を基本とし、各地域ごとに整理したい。
資料1-4の15番、資料1-5の16番、「観光プロムナードで月地線の表示をしていただきたい。について」、観光プロムナードの地図表示の中で明確に示していきたい。
資料1-5の17番、18番、19番、資料1-6の22番、「基準の記述について」どれが運用でどれが基準かが不明確であるとの指摘であったため、一覧表にまとめた。基本とする基準と、運用のための基準ついて、明確になるよう使い分けた。
一例を説明する。A山並部地域、建築物の建築等の行為、屋根及び外壁の色彩の項目について、「外壁、屋根などの外観に使用する材料は、自然素材を用いる。」を基本とする基準とし、「ただし、やむを得ない場合は、彩度をできる限り抑える。」を運用のための基準とする。
また、敷地の緑化の項目については、「敷地内の既存樹木は保全する。」を基本とする。「ただし、やむを得ず既存樹木を伐採する場合は、必要最小限とし、可能な限り敷地内に移植する。」を明記し、ただし書以降が運用基準であることが明確になるよう、記述を書き分けた。

その他、「やむを得ず・・・」以外の記述を使用している所について説明する。B山麓部市街地地域、建築物の建築等の行為、屋根及び外壁の色彩の項目、2の覧において、「外壁色の明度は、できる限り6～8とする。」「大きな壁面を有する建築物の外壁色の明度は、6～8を遵守する。」と記述し、推奨規定についても、同じ基準の中に明記した。

以下、同様のルールに基づいて、景観形成基準を整理していきたいと考えている。

質疑応答

会長 景観形成基準の新旧一覧表で、旧の欄に記述があり、新の欄が空欄になっているところは、削除したということか。

市 空欄の部分は、変更がないという意味である。C平野部市街地地域の空欄については、新旧ともに空欄であるため、もともと基準がなかった。

委員 A山並み部地域、建築物の建築等の行為、敷地の緑化の項目について、「敷地内の既存樹木は保全する。ただし、やむを得ず既存樹木を伐採する場合は、必要最小限とし、可能な限り敷地内に移植する。」のただし書以降について、順序が逆ではないか。

「既存樹木は保全する。」は、その場にある樹木をまったく動かさないことをいっているのか。そうであれば、移植が次に来て、最後が伐採となるはずである。伐採が最小限で、移植でもよい。となっているので、あいまいな表現となっている。残るか残らないかで分けた方が解りやすいのではないか。

保全をする。やむを得ない場合は移植をする。更にやむを得ない場合は、最小限の伐採をする。と三段階にしないと伝わらない。

市 指摘のとおり、保全が基本であるため、まず敷地内で移植する、次に伐採の三段階になるよう、記述を改める。

委員 A山並み部地域、建築物の建築等の行為、屋根及び外壁の色彩の項目について、「ただし、やむを得ず自然素材を用いない場合は、彩度をできる限り抑える。」の彩度をできる限り抑えると真っ白か真っ黒になるが、良いのか。

委員 真っ白が可能になることは、駄目である。

会長 どの様に表現すれば良いか。

委員 グレイッシュ系の色にまとめたかったと思うが、この表現では読み取れない。

委員 真っ黒についても、外壁にあまり使用して欲しくない。

委員 「彩度はできる限り抑えて、無彩色は避ける。」ではおかしいか。

委員 極端にしてほしくないだけである。

委員 六甲の山頂に真っ黒の建物があるが、自然の中に溶け込んでおり、一番良いと思

う。

委員 集合住宅など大壁面のものが、真っ黒になるのは避けたい。

委員 当該基準は、大規模な建築物のみが対象となるのか。

市 A山並み部地域は、市街化調整区域内に適用される基準である。当初、市街化調整区域のため開発抑制効果があり、基本建築物は建たないとし、明確な記述はしてこなかった。しかし、市街化調整区域であっても建築物が建つことがあるため、少し踏み込んで、明確な記述に変更した。

この基準の思いとしては、できるだけ自然素材を使用していただきたい。というのが第一義である。次に自然素材を用いることができない場合は、人工的な材料を使用することになるが、そのときは、鮮やかなもの彩度の高いものは使用しないで頂きたいということである。

委員 周辺の環境にできる限り馴染む様にしてください。というニュアンスと思うので、「馴染む」という表現でも良いのではないか。

「馴染む」と表現したときに、裁量に苦慮することを懸念されるかもしれないが、六甲山の山中にある建築物は、ほとんどが黒である。緑の中に黒は鉄則であると思う。

委員 自然素材の色であれば良いのではないか。

委員 自然素材の様な色と表現してしまうと、何も考えずに緑と茶色を外壁に塗られるのも問題である。茶色又は緑色であるならどの様な色でも良いだろうとなってしまうため、その表現は避けたい。

委員 「馴染む色」という表現で良いと思うが、この様に主観的な表現にすると、行政指導を行うときに黄色でも馴染むだろうと言われると困ることになると思うため、何か明確な表現がないだろうか。

委員 「周辺環境から際立たない。」、「周辺環境から突出しない。」、「鮮やかな色調は避ける。」などの表現はどうか。

委員 自然素材であっても鮮やかな色彩のものがあるが、それは良いのか。

会長 「周辺環境に馴染んだ」という表現では、行政指導は難しいか。

市 彩度の高いものだけは制限したいという思いから、前回までは「山並みの緑に調和した落ち着いた色とする。」と表現していた。この表現では、別の弊害も考えられるということで、「彩度をできる限り抑える。」という表現に変更した。戻すとするなら、また下記以降をただし書とし「山並みは緑に調和した落ち着いた色とする。」と表現することが考えられる。

委員 彩度だけを記述するから問題があるのではないか。「彩度明度を抑える。」と表現

したら問題ないのではないか。

黒が良いということではなく、濃緑であっても良く、目立たないものであれば良いと思う。すなわち、彩度も明度も抑えることを表現すれば誤解がないのではないか。

委員 この表現になるとグレー以下になる。

委員 あとは、実務の中で判断をしていったら良いのではないか。

市 彩度と並べて明度を記述する修正をしたいと思う。

(1) 議題第1号

(説明のつづき)

市 続きまして、第2回都市計画審議会を平成24年8月2日に開催し、そこで景観計画に対する意見聴取を行なった。その質疑及び意見について一覧にまとめた。

取りまとめた意見は都市計画審議会会長より宝塚市長へ「宝塚市景観計画(案)に関する意見について」として通知されているが、頭書きの中で「平成24年度第2回都市計画審議会において、宝塚市景観計画(案)に関する意見を、次のとおり取りまとめたので報告します。今後市は、これらの意見を景観審議会に諮り、十分な検討をした上で、これからの景観施策の実現をしていくよう強く期待します。」と書かれている。5つの意見について説明する。

1つ目は、「地域の住民がどのようなまちづくりのあり方を望んでいるかということをよく理解して、景観計画や都市計画のまちづくり制度が的確に導入されるべきであり、景観審議会と都市計画審議会は互いに連携していく必要がある。」である。

これについては、資料1-9、7番で意見等の要旨と市の考え方を示している。市の考え方としては、「地区計画、景観計画、地区まちづくりルール」の3つの制度の特性に応じて、市として一定の役割の分担を考えているが、地区のまちづくりの意向に沿って、柔軟に対応し、また各審議会にも諮っていききたいと考えている。」である。

2つ目は、「「宝塚らしさ」を特色とする地域の景観を形成していくためには、地域の望ましい景観のあり方や景観を演出する要素(「自然」、「都市」、「田園・集落」、「文化」)などを的確にイメージして取り組んでいく必要がある。また、景観形成の達成の度合いについて、確認できる方策を検討していく必要がある。」である。

3つ目は、「景観は、一度失われてしまうと魅力の無いまちになってしまうため、景観形成の基準は、これだけは守っていききたいという観点からも基準を検討すべきである。」である。

これらについては、資料1-10、10番の内容になる。市の考え方としては、「景観計画において、本計画の主旨として、「景観形成に向けた取り組みを通じ、継続して見直しや内容の充実を図り、きめ細かな景観形成へと積み重ねていく計画」として記述している。今後様々な施策の中で望ましい景観のイメージを共有しながら、景観形成を推進していききたいと考えている。」である。

4つ目は、「宝塚らしさを感じる景観の一つとして、「山並みと清流がおりなす潤いある景観」を掲げているが、とりわけ武庫川など河川を中心とした景観形成が重要である。」である。

これについては、資料1-11、13番、14番の内容になる。市の考え方としては、「河川は複数の行政区域を流れているため、利用や管理も含めた

ことについて議論するには、関係する自治体が連携する必要がある、管理している国や県が中心となって計画や整備を進めることとなる。この景観形成の指針では、武庫川は主要な河川であり、また、景観形成においてもまちのシンボルであるため、市民が親しみやすく、景観上も魅力あるものにしたいたいといった考えを示している。水辺の利用については景観計画において反映出来るものではなく、武庫川流域全体を見て考える必要がある問題であるため、市や関係する自治体において議論しなければならないと考える。」である。

5つ目は、「地域の景観を形成していくためには、まちづくり活動の支援や景観整備に要する費用が必要であり、優先順位を決めて人的・経済的支援などを行っていくべきである。」である。

これについては、資料 1-8、4 番の内容になる。市の考え方としては、「景観協議会や公共施設景観指針について、今後運用を含めて整備していきたいと考えている。」である。

その他、都市計画審議会で質疑があったが、本日の景観審議会では、意見のみ紹介する。

質疑応答

会 長 都市計画審議会での意見等の要旨と市の考えについて何か質問はあるか。

委 員 1 つ目の意見で「地域の住民がどのようなまちづくりのあり方を望んでいるかということをよく理解して」とあるが、何か実態調査をしたのか。

市 当初から景観計画を作成するにあたって、景観審議会と都市計画審議会の役割はどうあるのか、という話の中で景観審議会の意見を伺うとし、景観に関する諮問機関を景観審議会とした。一方、宝塚市のまちづくりの取り組みは、地区計画と景観をセットにし、更に開発まちづくり条例に基づく地区まちづくりルールを加え、地域のルールを決めていることから、地区計画は都市計画審議会が諮問機関となっており同じ区域の中で、定める項目によって諮問機関が異なるため、各審議会が連携して住民ニーズを踏まえて進めて欲しいという意味である。

委 員 景観そのものの話ではなく、単にブレイクダウンしていくときに地区計画や景観やまちづくりのルールを良く理解し、互いに連携していくようにという意味か。

市 その通りである。

委 員 5 つ目の意見である「景観整備に要する費用が必要であり」と都市計画審議会から意見されているが、そもそも、市として財源確保しているのか。が 1 点。

4 つ目の意見にもある武庫川周辺のまちづくりに大変関心がある。以前も議論になった、景観計画第 5 章の景観重要公共施設は、本景観計画で、何か取り上げたか再度確認したい。今後追加されるにしても、山や武庫川は重要であるため、景観重要公共施設に定められるかどうか確認したい。が 2 点。これを確認したい。

市 まず、1 点目の景観整備に要する費用について、予算措置が講じられているのかという事については、資料 1-8、4 番になる。公共施設である歩道と一体利用する様

な私有地については、何らかの措置を講じて行かなければならないのではないか。また、単にハード整備だけではなく、まちづくり活動についても費用の支援が必要ではないか。優先順位を決めて進めないといけないという意見であったと思う。

これに対する市の回答としては、「景観協議会や公共施設景観指針について、今後運用を含めて整備していきたいと考えている。」である。

例をとると、湯本町の若水の前の歩道であるが、あそこは、市が管理する歩道と私有地が同レベルで歩道状に整備されており、官民境界が解りにくい仕上げとなっている。これについては、再開発事業により、一体整備ができた例であるが、大規模な開発事業についても、景観の観点から協議していきたいと考えている。

また、条例で公共施設景観指針を定めると規定している。このことから、今後、作成に向けて取り組んでいきたいと考えている。

2点目の景観重要公共施設の整備について、武庫川が気付きであるということであるが、整備については、その予定がないとの回答である。現在、武庫川の管理は兵庫県が行なっているが、私有護岸部分の関係権利者への理解が得られにくい状況である。

今回の景観計画では、前回の審議会の資料 1-56 に景観計画第 5 章の景観重要公共施設等の整備に関する事項を掲げている。これについては、景観法を受けて本計画の中に定めた。これを具体的に進めるためには、公共施設の管理者の同意が得られれば、整備基準を定めることとなる。

一度に公共施設の整備基準を定めることは、難しいと考えている。そのため、第 5 章の項目を設け、公共施設管理者と協議をし、進めていきたいと考えている。

公共施設の整備指針の話が進めば、いずれ景観計画にも反映していきたいと考えている。

委員 考え方は理解できたが、武庫川の河川敷の問題は兵庫県になるのか。

市 はい。管理者は兵庫県である。しかし、地方分権の時代でもあるため、兵庫県だけで武庫川の将来像を描くことはないと思う。県、市、市民が協働して、事業を進めて行くべきであると思うが、事業主体（管理者）はやはり兵庫県になる。

委員 参考に話をすると、宝塚市より下流域で、武庫川の整備について、学識の方、地元の方々に入っていていただいて協議会を設け、利活用及び維持管理を含めた話を進めている。それは、順次、上流の方にも上がってくる予定であり、そのときには、宝塚市にも、地元にも入っていただき、整備や維持管理に関して話をしていただける機会があると思う。

委員 県の構想があつて話しが進む。その内容が、地元は受け入れられないのが実情である。現在の中心市街地の私有護岸の整備が硬直していると認識している。

市 中心市街地の私有護岸の整備が進まないというのは、マイタウンマイリバー計画として、兵庫県が主となり、護岸整備、河川敷の利活用を進めていた頃の話である。この事業で、武庫川の左岸の地域は見事に整備がなされが、右岸側については、現在も整備が進んでいない。右岸については、数多くの私有護岸があり、沢山の権利者の理解が得られず、整備事業が進まないまま事業が終結してしまった。現在では、計画も存在しない状況である。

- 委員 武庫川の管理は、概ね兵庫県であると思うが、河川敷の中には、市の公園緑地課が管理している所があると思う。そこについては、綺麗に整備されていると感じるため、そのあたりをもう少し活用すれば良いのではないかと思う。
- 委員 いずれにしても、中心市街地の武庫川の整備を行わないと、なかなか綺麗な景観にならないと思う。
- 委員 マイタウンマイリバー計画は、どのくらい前か。
- 委員 20年ほど前と思う。
- 委員 長い時間をかけても進んでいないなら難しいのではないか。
- 委員 護岸の安全性の観点から、整備の見直しを行っている。この景観計画では、その機会をとらえて協議を行う際の考え方を示しておくべきだと思う。
- 委員 都市計画審議会からの5つ目の意見の「人的・経済的支援」は、景観重要建造物の補修の助成金とっていた。その様なものはないのか。
- 市 改正前の都市景観条例に景観形成建築物の指定の制度があったが、これについては、改正後の都市景観条例でも継承し、改修工事の助成制度を設けている。しかし、財政との協議の中で、毎年予算を確保することが難しく、具体の案件ごとに補正予算で対応することとしている。
 今後は、景観法に基づく景観重要建造物の指定をすることになり、これについては、除却するとき市長の許可が必要となる。改修工事の助成制度については、今後整理する必要があると考えている。
- 委員 都市計画審議会が書かれた「人的・経済的支援」は、何を意図しているのか。
- 市 資料1-8、4番「一般の道路については民有地の所有者と公共施設の管理者である市や県の間で景観協議会を立ち上げて、そこでどのように景観を作っていくかということ話し合うことになる。整備するとなると費用が掛かることであるので、補助を出すことなどを考えておかなければ、上手く進めることが出来ないのではないか。また整備の優先順位をしっかりと考えておく必要があると思う。」という所である。
 護岸、歩道などについては、民有地だけの整備でもいけないし官の土地だけが整備されてもいけない。双方連携をはかりながら進める必要があるという意味である。
 そのためには、官が整備を進めていく必要があるのではないか。そのためには、経済的支援も必要である。という意見と、官と民との話し合いの場（協議会）をつくり、人的支援をしながら進めていかなければならない。という意味である。
- 委員 官の住み分けは非常に大切であるということは、承知しているが、今まで民地の整備について助成制度があると聞いたことがない。
 本気で市はその様なことを考えているのか確認をしておきたい。

都市計画審議会が言っていることは、助成の話ではなく、景観法を運用するために、官と民のすり合わせを上手にしましょうということではないのか。

市 実行するかしないかの話ではなく、都市計画審議会で出された意見である。官は官、民は民、それぞれでやりなさいとなると、なかなか整備が進まないため、人的、経済的支援が必要であるということが、意見である。景観計画の中に盛り込む内容ではないが、景観施策の展開のなかには、このご意見も検討していかなければならないとし、この様な回答となった。

会 長 都市計画事業で具体的な地区があるわけではないのか。

市 宝塚市は、駅前再開発を進めていったが、今後、従来の様な駅前再開発事業を進める予定はない。今後、大きな整備事業を行なうのであれば、重要な課題である。一方、大きな事業計画がないから何もしなくて良いということにもならない。道路改良事業とあわせて民有地の整備も一緒に進めると、格段の効果が期待できるという声が、今後、発生するようであれば景観協議会の立ち上げなどを検討していかなければいけないと考える。

委 員 支援は必要であり、あったに越したことはないが、お金を出すことが目的ではない。今回のような法律の切り替えは、意識改革をする良いチャンスであるので、少し無理をしても景観に寄与しようという意識改革の働きかけが重要である。市民の意識を変えていくことが重要であるので、安易に補助メニューを設けることはどうかと思う。

あまり良い例ではないが、滋賀県かどこかの市町村で、大きな建築物についてはデザインの1%の補助制度があったりする。

工夫しながら、少しでも景観にお金を使っただけの仕組みを整備した上で、最低限必要なものは市が助成するとしなないといけないと思う。むやみに民間にお金を出すのなら公共のものをきっちり整備していただいた方が良いと思う。

市 資料1-8、4番の市の考え方の回答については、景観審議会のご意見を受けて、市として適切な文章表現に改めます。

(1) 議題第1号

(説明のつづき)

市 市議会の産業建設常任委員会での質疑及び意見について説明する。

資料1-14、8番市域全域の地図について、「地図に大まかな地名、歴史的施設を明記すると雰囲気伝わる記述など、遊び心を盛り込んで良いのではないか。また、D-2農住ゾーンについて、ここも歴史的な地域であるので、緑の回廊・河川の回廊を活用していることを盛り込んでどうか。」という意見があった。

地図については、既にご指摘を頂いているので「地名や歴史的施設など可能なところは付け加え、見直しをする。」とした。「ただし、緑の回廊・河川の回廊を地図におとしこむことは難しい。」と回答しています。

資料1-15、13番少し重複するが、「保全に関して、市から補助金等はあるのか。他市の事例であるが、補助がなく維持できないために朽ちてきて

いるものを見たため、補助金等について今後検討していただきたい。」という意見があった。これに対し「具体的な方針や市からの補助金等、指定にあたって必要なものは今後検討していきたい。」と回答している。

続いて、8月7日から9月4日まで実施している、パブリックコメントの意見募集で頂いた意見で、8月21日にファックスで1件意見を頂いている。内容については、概ね屋外広告物の意見である。

資料1-16、1番「景観計画の総論としては、他の都市と同様の論調で無難であるが、より踏み込んだ市民目線がほしい。」の意見と「道路沿いの幅1m程度を看板用地に使っているため、美観上、安全上、目にあまる看板が目立つ。」そういったものを制限するため「①交差点での歩行者や運転者の視界を遮る看板は、透過性のものとする。②交差点での看板は、高さ2m（運転者の視線が通る高さ）までは、透過性のものとする。③看板設置を事業とする者は、看板に通行人などからの苦情受付の連絡先を明示する義務を負うこと。④管理されていない看板は、土地を提供している地主に撤去責任を負わすこと。⑤屋外広告物自己点検結果報告に、交差点での視界を遮ってはいないか否か記載する。⑥交差点5m以内の看板は、高さに関係なく事前にCGシミュレーションを行い、画像を景観審議会に提出し審査を受けること。」6項目について行なうべきでないかとの意見であった。市としては、屋外広告物の中には、商業的観点から、周囲のまちなみ景観を損なうものもあると認識しています。しかしながら、屋外広告物については、兵庫県の屋外広告物条例が適用されており、その基準をもとに申請手続きや行政指導を行なっており、現段階では、景観計画に屋外広告物の基準を明記することができない状況です。今後とも、引き続き屋外広告物のあり方について、景観の観点からも屋外広告物の指導をしていきたいと考えています。」の回答をする予定である。

パブリックコメントについては、現在までに頂いた意見について説明した。

質疑応答

- | | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長 | 産業建設常任委員会とパブリックコメントでの意見等の要旨と市の考えについて何か質問はあるか。 |
| 委 員 | 景観計画に掲載している地図は、宝塚市が作成したものか。 |
| 市 | 前回資料1-23と資料1-40のところに地図をつけている。これについて、少し不明瞭な所を修正した。 |
| 委 員 | パブリック・コメントの広告物の件であるが、広告物を小さくすればそれで良いということではないと思う。結局は、作り手のセンスであると思う。ランドマークになるようなものは、大きくても設置して欲しいと市民も思うのではないか。広告物の大きさを規制しなくても良いのではないか。センスに任せるしかないのではないか。 |
| 委 員 | 大きくてセンスの無いものが一番悪いので、大きさも要素の一つではないかと思う。 |

委員 センスで見るという事になれば、大きさを切った方への説明が非常に難しくなる。ですので、大きさを制限する表現は仕方がない。

委員 色の分量と言う意味では、ある一定の規制がいるのではないかと思う。

委員 緑の中に突如として、大きくて派手な広告物が出てきてもセンスがあれば良いと思う。

委員 場所によっては、交通安全上の問題もある。広告物の規制は、見た目の規制以外に安全性の観点もあるので難しい。

会長 景観から見る広告物は、建築基準法でいう集団規定のようなものである。具体的に広告物を扱おうとするなら、1つ1つのセンスが良いことも勿論重要であるが、集団で見たときにどう見えるかが重要となる。背景にある緑と建築物と広告物が並んだときにどう見えるかで判断することが必要になると思う。

委員 景観的の観点から扱う広告物のありようと、広告物として見たと広告物は少し違うと。

委員 国道 176 号にある広告物のほとんどはセンスがないと思うので、現にある広告物をセンスで判断するとほとんどマルはない。

委員 学生に景観とはどういうものかを教えるために、看板のある風景を見せている。絵看板ばかりがついた風景、いわゆる景観上良いといわれている看板ばかりの風景であっても、最初はバツを出す学生が多い。バツの理由を聞くと看板があるという。足袋屋が足袋の形の看板であり、味噌屋が味噌の杓子の形の看板を出している風景であっても、看板があるからバツをだす。

委員 広告物で、それが景観としてすばらしいと言われるものは具体的にあるか。

委員 そういう看板もある。建築物を建替えるにあたって、元の看板が同じようにそこへ掛けられるよう建築されたりする例もある。

委員 宝塚やったら「これ」というようなカッコいい看板はあるか。

委員 これを見たらこの町へ来たというものはある。

委員 そういうものであれば、一つの景観であるので広告物でも良いなと思う。

委員 広告物ではないが、宝塚のサインはあかぬけており、良いと思う。これを見ると宝塚に帰ってきたと思う。

会長 現在、景観審議会では広告を扱っていないが、パブリック・コメント、景観フォーラムでの市民目線というものは、景観といえば広告物がものすごく気になる様で

ある。現在は県の条例に委ねられているが、市が広告物の条例を持とうと思うととても難しいか。

委員 統一した一つの仕組みを設けることは本当に難しいが、やっていかないと良くもならない。

委員 兵庫は比較的規制が厳しいと聞いている。前向きな自治体など参考になるものは、ないか。一般論ではなく、実際に運用する具体的な方法や基準を定めようと思うとやはり、良い例を参考にするのが良い。広告物の問題をそのまま放置しておくのも問題がある。宝塚市として考えないといけないのではないか。

委員 京都は、景観の審議会の中に広告が入っている。建造物、建築物、広告物の小委員会があり、これら全体で景観審議会となっている。

例えば、建築物の屋上に掲出する広告物は禁止である。壁面に掲出するものは、大きさ、色などの規制がある。現在、移行時期であり猶予期間であるため色々混じっているが、新しくできるものは、ローソンであるなら茶色い看板になる。各会社も地域に合わせた看板のオプションを持っているので対応していただいている。色、大きさ、突出率が規制されている。野だて看板については、新幹線から見える部分については、禁止されている。景観上、制限をしなくても良い所は、見直しで制限を緩和している。滋賀県の場合も琵琶湖周辺は基本的に野だて看板が禁止されている。現在は、規制の範囲内であるが、一箇所に何十本も建っていたり、コントラストの差が激しいなどの問題が上がっている。

委員 どちらかという、兵庫県は、集合化へ誘導しようとしているのではないか。

委員 看板と看板の間隔は5m以上あけるという規制にはなっている。

委員 兵庫県の屋外広告物条例は、他府県より厳しい制限である。県域を禁止地域と許可できる地域に2分化して十数年経っており、できない所はできないという状況である。そのため、できる地域に広告物が集中し、ひどい状況になっているという側面もあると思う。

委員 香港の広告物は派手であるがカッコいい。これが京都では、似合わない。この様に宝塚の枠組みは何かないか。

会長 現在宝塚には、それがいないため、今後、作るには研究が必要であると思う。

委員 屋外広告物条例を市で持つことは、費用の面においても非常に大変なことである。

委員 景観行政団体になった行政庁の中では、独自で広告物条例を持つところが増えてきた。

委員 広告業者も鋭敏であるため、広告効果のあるところしか掲出されなくなる。

委員 国道176号の広告物は、美的センスではなく客引きのための広告物にしか見えな

いので、そのこの広告物は、なんとか規制しないとイケないと思う。

委員 市全域は無理であっても、ある区域だけ広告物の規制をつくっても良いのではないかと思う。

委員 それをするには、屋外広告物条例ではなく。景観条例で行なわないとイケないと思う。

委員 どうしても規制したい所だけを規制した方が良くと思う。

委員 ある区域だけ、宝塚市の屋外広告物条例をします。というのは無理であると思う。

委員 要綱で区域を区切って、市の規制を適用させている市町村は一部ある。

委員 伊丹市などは、県条例を適用されており、酒蔵通りのみ市で景観的な規制を定められている。

委員 城崎の広告物はのれんに変えてくださいという規制は、屋外広告物条例と景観条例のどちらで行なっているのか。

委員 それは、どちらでもなく施策として行なったのではないか。

委員 城崎温泉は、看板を全てのれんにされ、とても良くなった。この事例は、規制をするのではなく、看板を掲げるなら布と指定したものである。

委員 景観における広告物の特別地区というものは考えられないのか。

委員 神戸市は、広告物条例で行なっており、南京街は極彩色を使うことと規制している。ので、条例をつくる上で、その様な手法はあると思う。

市 再度、確認させていただきたい。現在、宝塚市は兵庫県の屋外広告物条例で広告物行政を行なっている。建築物以上に派手派手しい商業広告物は、景観に対し悪い影響を与えるという考えの方が多い状況である。ですので、建築物だけではなく、広告物も一緒に考えていくということは当然の意見であると思う。

残念ながら、宝塚市は県の屋外広告物条例下にあり、景観行政団体であると言っても景観条例に屋外広告物の基準をつくることは許されていない。また、市独自の条例をもつことは、相当覚悟が必要であり、人、物、金を相当つぎ込むことになる。そのため、市民の皆さんの賛同が得られるかも含め、十分な調査も必要となる。

部分的にも基準を設けることが出来ないかということについては、景観計画において景観軸として路線を指定して基準を定めることについては、先に説明したとおりであり、技術的にできないと考えている。そのため、景観計画の景観形成方針・指針で「できる限り広告物は小さくする。」「落ち着いた色彩とする。」という考え方を示すこととした。ただ、基準よりは強制力のないものになることも事実である。

委員 先ほどの伊丹市の例はどうか。

- 市 景観形成基準ではないと思う。
- 委員 景観計画の基準ではないが、景観計画には記述されているかもしれない。
- 市 景観計画を作成するときに他市の事例も調べた。伊丹市には、屋外広告物に言及した基準に具体的な数値ではなく文言での明記がある。
- 委員 宝塚市も同様の取り扱いができないのか。
- 市 宝塚市でも明確に記述するにあたり、国に問い合わせたところ、屋外広告物の権限を持たない行政が、屋外広告物の内容を景観計画に盛り込むことはできないと回答を頂いたという経緯があり、宝塚市の景観計画に広告物の基準を明記していない。記述するのであれば、景観計画の中に屋外広告物の基準という項目があるのでそこで記述するように言われた。今回は、屋外広告物の基準でないところに記述している。屋外広告物条例と景観計画の中の屋外広告物の基準は整合している必要がある。そのため、今後、屋外広告物条例を持つ予定なので景観計画の中の屋外広告物のメニューのところに記述できないか聞いたところ、それは駄目であるとの回答であった。
- 委員 国へはいつ確認されたのか。
- 市 去年（平成 23 年度）である。
- 市 屋外広告物に関しては、県とも協議・相談をしてきた。屋外広告物に関しては、県は県としての責任があるため、屋外広告物とちがうようなものが、景観法に基づく景観計画で規制されると整理ができなくなるという指導があった。このため、事実を確認するため直接、近畿地方整備局へ確認し、回答を得た中で現在の宝塚の景観計画がある。
- 委員 景観法自身の運用と解釈も変わってきている。市や町の使いやすいように運用を変えてきているので、必要に応じて問い合わせされるとよい。
- 会長 今後、継続的に情報収集していただき、可能となったときにはどのような基準にするかを研究するということがよいか。
- 委員 工作物として規制できないのか。
- 市 工作物は規制できるが、工作物の中から広告物が除かれている。
- 委員 国道 176 号沿いを景観計画特定地区にするとできるのではないのか。
- 会長 それには、地権者の同意が必要である。

市

景観計画特定地区であっても基準に書くことは難しい。

(2) 議題第2号、第3号

市

(議題第2号)

(説明の開始)

議題第2号は、前回4つの景観計画特定地区を事前説明させていただいたが、その地区のひとつの千種地区である。

景観法第9条で、景観計画の策定手続きが定められ、これを受けて、都市景観条例の全部を改正する条例の第11条に、さらにきめ細やかな策定手続きを規定している。

条例の第11条は、景観計画特定地区を指定しようとするときは、2週間の縦覧と住民等利害関係人は意見が提出できる仕組みである。

この規定に基づき、千種地区については、7月24日から8月6日までの2週間縦覧に供し、おひとりから、縦覧終了後の翌日の執務開始時間の早々に、日付は縦覧終了日を記載された意見書が提出された。通常、郵送の場合は消印日を有効としているため、今回は意見書を受け付けた。

景観条例施行規則第5条第2項に「市長は、意見書の要旨を審議会に提出しなければならない」と規定されていることから、本日、意見の要旨と市の考え方をご説明するものである。

それでは意見書について説明する。

1名の方から5件の意見を頂いている。5件の内一件は景観計画特定地区の意見ではなく、地区まちづくりルール意見であった。その為1件については、担当課である開発指導課へ申し送りをしている。

まず、【敷地の緑化について】意見を頂いている。資料2-10、1番「敷地面積が100㎡前後の敷地では、建築物の建ぺい率と景観形成基準の緑化規定を順守すると、坂道の多い千種地区での生活に必要な駐車場が確保できなくなります。このため、敷地面積が小さい場合には、景観形成基準の緑化規定を適用外としてほしい。」という意見と、資料2-10、2番「擁壁の緑化による緑化規定の順守を認めてほしい。」という意見を頂いている。千種地区については、敷地の細分化により緑が失われることを懸念しており、現在の自然環境と調和したまちなみ景観の保全ということを掲げているため、市としては、他の地区での実績を踏まえ当地区でも適切な制限と考えており、敷地面積が小さい場合でも緑化の規定の適用除外は行わない。ということを考えている。敷地面積が100㎡程度のものの緑化計画を作成したものを、当日資料として配布している。長方形の敷地形状に一般的な建築プランで緑量が確保できるか検討している。まず、緑被率についてであるが、上から見た敷地に対して緑量を確保する制限になる。規定を満足するためには、道路に面する所に高木、中木、低木を1本ずつ設け、周囲に低木を14本設ける計画とすると20.2%の緑被率が確保できる。また、駐車場に緑化ブロックを設けると、31.4%の緑被率が確保できる。その他、花壇等の植栽スペース、バルコニーの緑化も算入することができる。

次に緑視率の計算についても、先ほどと同じで、道路に面する所に高木、中木、低木を1本ずつ配置する計画で43.1%確保することができる。

そのため、敷地面積100㎡であっても緑化の基準を満足していただくことは可能と判断している。

次に【擁壁の構造や位置について】意見を頂いている。資料2-10、1番「敷地面積が小さいため、土地の有効活用と景観形成基準の緑化規定を順守するため、敷地境界側の既存の石積み擁壁を垂直擁壁に改修したい。」という意見である。これについては、コンクリート擁壁を規制する基準でないため、「擁壁の構造や位置については、“道路に面する擁壁”を規定しており、“敷地境界線側（隣地側）の擁壁”は規定していない。なお、道路に面する擁壁であっても、道路から後退して植栽帯を設置する場合や、後退することができない場合は擁壁面を緑化することにより、コンクリート擁壁等の垂直擁壁とすることができる。」と回答している。資料2-11、2番「景観形成基準の「擁壁の構造や位置」の第2項について、道路側の石積みに限定した制限であることが明確な表現へ変更してほしい。」という意見である。地区での説明では、道路側での石積みに限定した制限であったが、計画書の記述が漏れていたため、「道路側の石積みに限定した制限であることを明確にするため、「道路に面する石積上からのほねだし（車庫等のコンクリート壁を含む。）等の構造物は造ってはならない。」と見直した。」と回答し、記述を追記している。

最後に地区まちづくりルールでの要望については、担当課に伝えたという回答としている。

現在、8月24日から、2度目の縦覧であり、当該意見書を提出された方が再度来庁されたが、そのときの意見はなかった。そのとき、意見書の回答も求められなかったため、意見書について話はしていない。

先ほどの、広告物について説明する。資料2-2で、「また、広告物の掲出については、表示面の面積や地上からの高さは、必要最小限とし、色彩は街並みに調和したものとすること。」と（2）の景観形成の指針に記述しており、具体的な内容については、資料2-4（2）広告物の掲出についてで「広告物*1の掲出については、地上からの高さは5m以下、1つの表示面の面積は5㎡以下とし、地色は、彩度の高い色（彩度7以上）を使用しないこと。」と景観形成基準等の解説として記述している。結果、基準としていないという表現としている。

質疑応答

会 長 説明に対して、意見、質問は無いか。

会 長 意見書を提出された方は2回目の縦覧のときに市の考え方を確認されているということか

市 意見書について個別にやり取りはできるが、手続きの制度としては、市の考え方を回答する仕組みにはなっていない。また、2回目の縦覧時に市の回答を添えて縦覧する仕組みにもなっていない。

会 長 意見書を提出した方は、意見書を提出したきりになっているのか。

市 必要な場合は、回答を求められると考えている。今回については、2回目の縦覧に来庁された際、回答を求められなかったことから、ご理解をいただいたのではな

いかと思っている。

意見書を見ていただくと、初めに緑化規定を緩和していただきたいと意見しており、次に、この様なケースは認めてもらえるかと聞いており、緩和が第一義の目的ではなく、部分的に緩和を求めるが、努力する意思はあると見受けられる。

また、市の説明会のときに、ご本人と個別協議をさせていただいている。単にルールに反対であるというという感じは受けなかった。ただ、自身の意思表示はしたいという方であると感じた。

委員 緑視率の計算について、正面から重なっているものについても加算できるのか。

市 緑視率については、道路側から見たときにどれだけ緑化が確保できるかである。これについては、常に正面から緑を見るわけではなく通行しながら緑を見るため、正面から重なっていても、計上できる取り扱いとしている。また、道路からの距離の制限も行っていないが、建築物に隠れるものは、対象としていない。という運用をしている。

委員 建物の後ろにある植栽は、緑視率に計上できないのか。

市 はい。現在のところ、この取り扱いに対し反論される方はいない。

委員 石積み擁壁は何処までをいうのか。昔にある本当に石を積み上げたものを言うのか。それとも、躯体はコンクリートであるが表面を石張りにしてあるものまでをいうのか。これは、みなし石積みととらえるのか。

市 宝塚は、川が多く、従来の転石を積み上げた擁壁が多く、千種地区も同様である。現在の宅地造成法の基準には適合していないかもしれないため、必要であれば、後ろから補強する必要があると思うが、既存の擁壁を保全していくというのが目的である。その為、昨今ある重力式の擁壁の表面に石を貼り付けるようなものは考えていない。現在、形成された擁壁をできるだけ残して欲しいという意図である。

一時保存し、再利用していただくことについて、なかなか理解が得られないが、引き続き指導していく考えである。

委員 阪神間の景観をつないでいるのは、やはり石積みであるので、できる限り保全していただきたい。既存の石積みは、何処にでもある石積みではなく、あの擁壁がある景観が阪神間であると思わせるものである。

委員 景観において何を継承すべきか言われたときに、石はもっとも継承すべきものの一つではあると思う。樹木は成長するし、建物は変わっていくかも知れないが、石は残るため、石は重要であると思う。

会長 広告物についてであるが、基準に記述する方法はないのか。

市 運用解説も含め公表するため、運用解説に記述するのが、効果のある記述の仕方であると思っている。

委員 地区計画で定めることはできないか。

市 今回は、地区計画と同様の区域で、住民からは、地区計画、景観計画、地区まちづくりルールをあわせて、要望を頂き基準を作成した。広告物については、景観の基準とし、方針に広告物を明記し、運用に基準を明記した。

委員 運用解説に基準を明記するという事は、指導ではないかといわれても仕方が無いということでしょうか。

市 そのとおりである。

委員 特定地区に定められればある種の手法はあるということになるが、国道沿いを特定地区にするのは、難しいのか。

委員 特定地区の指定は全員賛成か。

市 地区計画、景観特定地区は、全員合意ではない。区域の意思を確認しながら進めており、賛同率については、各市取り扱いが異なる。宝塚市については、おおむね8割の賛同を得ながら進めるよう地域のかたに指導している。
 あとは、アンケートの賛成と反対の内容を見極めて地元で整理し、地元で決議し、市へ要望していただくような仕組みになっている。次に、その要望を受けて市が説明会を行い、その中でどの様な意見があったかを踏まえ、手続きを進めている。
 しっかり、民意が反映されておれば意見書が出てくる事は無いが、中には、行政に対して意見したい方もおられるため、これについてはしっかり受け止めたいと考えている。

委員 所有者と借地権者と、どちらを対象としているのか。

市 都市計画法は、土地に対してかかる制限となる。そのため、基本的には土地所有者が関係権利者となるが、土地は借りて建物は自己所有されている方もおられるため、この様な方には権利者と同様に取り扱っている。また、景観については、植物の制限もあり、土地所有者が管理できないため、場合によっては、借家人に対しても確認をする必要があると考えている。そのため、所有関係と規制を見ながら判断している。

委員 制限の内容については、同意が確認できたら進めるというイメージか。

市 同意は取らずアンケートを行なっている。また、アンケートについては、市が主催しておらず、地元の活動の中で地元の意思がどうあるのかをアンケートで確認している。賛同の割合については、記録を残していなくても近隣コミュニティーの中で意思確認が集計できているのが現実である。
 そのため、計画書を作成するにあたっては、地元ヒアリングしながら進めている。

委員 現在、自治会の区域が単位になっていると思うが、例えば月地線の様な所を何とかしたいといったときには、宝塚自治会が対象になるのか、月地線境界の人が対象

になるのか、どの様に考えればよいか。

市

自治会の単位になっているのは、宝塚の自治会の結成率が極めて高く、また、地縁組織として長い歴史があり、現在地域の中で活動されている為である。実際にまちづくりの活動をされるときは、区域を定め、その中に自治会に加入されていない方もおられるため、自治会の区域であっても、別の組織を立ち上げていただいている。自治会の単位での利点は、回覧のルートなど、情報提供できる仕組みが網の目の様になっていることである。一方、月地線を区域にすると仮定するなら、平素から極近隣の距離にある所であるため、自治会を単位にするのではなく、関係権利者だけが集まって、組織を編成され、まちづくりを考えても良いと思う。ただ、店舗の部分とマンションの部分で状況が異なるため、バランスをどう取っていくか、課題は残る。

委員

千種地区景観計画特定地区の面積について、以前、くい違いを起こしていたが、27.7ha が正解であったということか。

市

はい。27.7ha が正解であったため、修正している。

会長

以上で本日の議事を終了する。